

令和8年
6月15日発行
第61号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田反町町879
☎0276・20・9715 FAX0276・57・4573

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式が、2月3日太田市役所で行われました。農業者の模範となる業績が認められ、次の通り表彰されました。



優良農業者表彰者

個人

塚越 騎一郎さん(由良町)	米麦・野菜
久保田 茂さん(植木野町)	花卉
菊地 秀和さん(大鷲町)	稲作
大澤 良一さん(寺井町)	米麦・野菜
橋本 達男さん(大館町)	ヤマトイモ
岩崎 勝義さん(岩松町)	麦・野菜
遠坂 修一さん(藪塚町)	養豚
下山 直也さん(大原町)	肉用牛

団体

- ・JA太田市野菜センター運営委員会 西瓜部会
- ・JAにったまどりにつた地区園芸振興協議会 ハウスナス部会

農業後継者報奨者

清水 大翔さん(大久保町)	ほうれん草他
永田 純也さん(大原町)	ほうれん草他



若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金に加入しましょう!

●農業に従事する人の老後の安心に役立ちます。

国民年金

+

農業者年金

●次の要件を満たす人なら誰でも加入できます。

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事 60歳未満

※60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入被保険者も加入可能です。

●農地の権利名義を持たない家族農業従事者の人も加入できます。

●積立・確定拠出型年金です(自分で年金資産を積み立て・基金で運用)。

●保険料は月額2万円~6万7000円の範囲でいつでも見直しができます(1000円単位)。

※35歳未満で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす人は、1万円からでも加入できます(上限6万7000円)。

●終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。

●支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

●一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を!



現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金を受給されている人は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。

現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、**5月末日**ごろに直接受給者本人宛てに送付しました。

現況届の提出時期は…

現況届は、**6月中**(土・日曜日を除く)に**農業委員会**に必ず提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、**年金の支払いが差し止められます**のでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員または株主になっていない。
- 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。
もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない(支給停止除外事由に該当する場合を除く)。
※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります**ので、事前に農業委員会に問い合わせください。

太田市農地賃借料情報



令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下の通りです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。

田の部 (単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,200	19,000	1,100	237
尾島地区	4,800	11,500	2,800	70
新田地区	5,400	15,400	1,800	70
藪塚地区	7,600	14,000	6,000	5
(参考)市全体平均	6,400	—	—	382

畑の部 (単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	6,800	14,300	1,600	25
尾島地区	7,100	22,900	3,400	65
新田地区	9,400	62,600	3,000	116
藪塚地区	9,600	34,400	2,000	12
(参考)市全体平均	8,400	—	—	218

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また、各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和8年度 太田市農作業参考料金表

作業名	単位	税込単価(円)	
トラクター	水田耕起	10a 7,160	
	畑耕起	10a 7,160	
	深耕ロータリー	10a 19,030	
	プラウ	10a 6,160	
水稲作業	代かき	10a 7,980	
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)	1m 55	
	耕起から代かき	10a 14,800	
	育苗(うるち)	出芽	1箱 447
		硬化	1箱 810
	田植え	普通植	10a 9,760
		施肥付	10a 10,940
	コンバイン	10a 20,140	
	乾燥	60kg 1,450	
	籾すり	60kg 990	
	籾刈りから乾燥調製	10a 41,260	
	薬剤散布	10a 2,420	
麦作業	施肥・播種	10a 4,580	
	ロータリーシーダー播種	10a 10,450	
	麦ふみ(鎮圧)	10a 2,310	
	コンバイン	10a 19,580	
	乾燥	60kg 1,320	
その他の作業	薬剤散布	10a 2,420	
	米・麦運搬	10a 2,200	
	賃金(臨時雇)	一般作業	8時間 9,350
軽作業		1時間 1,140	

※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度などにより受委託者で協議の上、決定してください。
 ※軽作業料金は近隣市町の平均を明示し、群馬県最低賃金を下回らないようにしています。

農地中間管理事業(農地の貸し借り)

農地中間管理事業：農地中間管理機構が、地域の話し合い(協議の場)で作成された地域計画(目標地図)に基づき、農地を貸したい人から農地を借り受け、目標地図に位置付けられた担い手に貸し付ける事業です。

農地中間管理事業を活用した場合のメリット

貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる場合がある

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払いや契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

契約の始期は、5月20日と10月20日の年2回です

契約の始期 令和8年10月20日(火)

申請書提出期限 令和8年 7月31日(金)

※期限を過ぎた場合は、令和9年5月20日の契約始期となります。

※申請書は、農業政策課にあります。

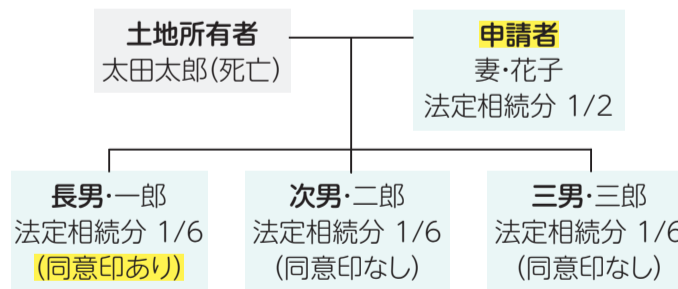
提出場所 農業政策課(農業委員会事務局では受け付けません)

- 注意事項**
- 受け手が決まっていない場合や、契約条件などが調整できていない場合は、受け付けができません。
 - 貸借期間は**5年以上**で設定が可能です。
 - **相続未登記農地の場合、申請人との相続関係が分かる書類(相続関係図など)**や相続人の過半数の同意(法定相続分の合計値が過半数を超える相続人の同意)が必要です。

詳しくは、農業政策課(☎0276・20・9714)まで問い合わせください。

相続関係図記載例

太田太郎氏に係る相続関係図



左記事例の場合、法定相続分の合計値が **花子分(1/2) + 一郎分(1/6) = 2/3** 過半数の同意となり、貸し借りが可能です。

令和7年度

農地パトロール(利用状況調査)結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。遊休農地の面積は下表の通りです。

田	畑	合計
58.7ha	42.2ha	100.9ha

農地を荒地にしないよう適正な管理をお願いします!

荒れた農地の草木が周囲の農地や道路などに侵入すると交通の妨げとなり大変迷惑になります。除草など定期的に適正な管理をお願いします。
 一度農地が荒地になると、周囲に迷惑が掛かるだけでなく、良好な農地に戻すための手間や時間がかかるため、借り手を探すのが困難になります。農地を貸したい場合は、荒地になる前に農地を貸す手続きをしましょう。

問い合わせ 農業委員会事務局(☎0276・20・9715)